

令和8年6月24日
水 道 局

水道・下水道料金の詐欺被害の発生について

大田区内で定期検針後に、検針員を装った人物による水道・下水道料金の詐欺被害が発生しました。本件は、検針票を抜き取るなどして、お客さまに水道料金等の金額を提示し、請求した詐欺行為です。

水道局では、引越し時の清算など特別な場合を除いて、お客さまのお宅に伺って料金をいただくことはありません。このような訪問を受けた場合には、必ず身分証明書で確認してください。不審な請求を受けた場合には、警察へ通報してください。

記

1 被害概要

- (1) 日時・場所 令和8年6月23日（火曜日） 午後・大田区仲池上1丁目
(2) 被害金額 3,267円
*検針票（水道・下水道使用量等のお知らせ）に記載の金額と一致

2 経過

6月23日（火曜日）

- ・検針委託会社により、お客さま宅の定期検針を実施
- ・検針員を装った人物（Yシャツ姿の男性）がお客さま宅を訪問し、料金の支払いを求め、お客さまが3,267円を現金で支払った

6月24日（水曜日）

- ・請求方法を不審に思い、水道局に問い合わせをしたことで発覚

3 対応

- (1) お客さまへは、警察署へ被害届を提出するように御案内
(2) 東京都水道局アプリ及びXによる注意喚起

(問い合わせ先)
水道局サービス推進部業務課
担当：石井
直通電話 03-5000-8644